

各種健診(検診)のお知らせ

◇集団健診のご案内◇

平成26年度“最後”的集団健診があります♪
日付:平成27年2月8日(日)
受付時間:午前8:30~午前10:30
場所:ちむぐる館(南風原中向かい)

受診に必要なもの

- 特定健診受診券(長寿受診券、40歳未満受診券)
- 健康保険証 ●がん検診受診券
- ※がん検診(胃・肺・大腸)も受診可能です。
- ※国保以外の保険に加入している方は、会社等の保険者発行の受診券が必要になります。

◆がん検診のご案内◆

町では、がん検診(胃・肺・大腸)費用の補助を行っています。
町指定の医療機関での受診で、町発行の受診券が必要です。
南風原町在住で、職場等でがん検診の補助がない方を対象としています。
受診券有効期限:平成27年3月31日(火)

健診(検診)についてのお問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798

国民年金だより 大切な家族のために!もしものときは、遺族基礎年金があります。

被保険者が亡くなったとき、『子のある妻・夫』や『子』が受ける年金です。

遺族基礎年金は、国民年金に加入中の人が、加入していた人で60歳から65歳未満の人(いずれも一定の納付要件が必要)、又は老齢基礎年金の受給資格がある人が亡くなったときに、『子のいる妻・夫』、又は『子』に支給されます。
※ここで子とは、18歳の誕生日の属する年度の年度末(3月31日)を経過していない子か、20歳未満で1級又は2級の障害のある子のことです。
(亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は『遺族厚生年金』が上乗せされます。子のない妻、父母などの場合は寡婦年金や死亡一時金を受け取れる場合があります。)

☆一定の納付要件…次の①、②の2つの要件のうち、いずれか1つが満たされていれば、納付要件は有りとされます。

①2/3要件
亡くなった日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、若年者納付猶与期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近1年間要件
亡くなった日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
(未納期間とは、免除、若年者納付猶与、学生納付特例のいずれにも該当せず保険料を納めていない期間。)

家族のためにも 納めて安心の国民年金!

平成26年度(年額) 妻・夫が受ける場合	子が受ける場合
子が1人の妻・夫 99万5,200円	子が1人のとき 77万2,800円
子が2人の妻・夫 121万7,600円	子が2人のとき 99万5,200円

※子が3人以上いる場合は、1人につき年額74,100円が加算されます。

那覇年金事務所 ☎855-1122 または 国保年金課 ☎889-1798まで

一般財団法人 沖縄県健康づくり財団より 特定健診・長寿健診予約者の無料送迎車の運行がスタートしました!

●運行内容:南風原町を3コース(地区)に分け、各コースの公民館等を巡回し当財団まで送迎致します。

Aコース(水曜日)
迎え ①新川 ←→ ②大名 ←→ ③北丘ハイツ ←→ ④宮城 ←→ ⑤与那霸 送り
Bコース(火・木曜日)
迎え ①第二団地 ←→ ②本部 ←→ ③兼本ハイツ ←→ ④第一団地 ←→ ⑤兼城 ←→ ⑥宮平 送り
Cコース(月・金曜日)
迎え ①神里 ←→ ②山川 ←→ ③津嘉山 ←→ ④照屋 ←→ ⑤喜屋武 ←→ ⑥宮平ハイツ 送り

※送迎時間など詳しくはお問い合わせ下さい。

●利用方法:健診予約制となりますのでお電話下さい。 電話:889-6474 住所:南風原町字宮平212

「児童扶養手当法」の一部が改正されました。

(公的年金を受給している方も、手当を受給できる場合があります。)

これまで、※公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当までさかのぼって、受給することができます。該当する場合は早めの手続をお願いします。

※公的年金…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など



児童扶養手当とは

離婚などにより、父親や母親と生計を共にできない児童が育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として設けられた制度です。

次のいずれかにあてはまる児童を監護している母親や、その児童を監護し生計を同じくしている父親、父親または母親にかわって児童を養育している養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童(棄児など)

※所得制限があります。
詳しくは、こども課までお問い合わせください。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

新たに手当を受給するための手続き

- ・児童扶養手当を受給するためには、子どもを監護・養育している方(受給資格者)からの申請が必要です。

手続き場所

南風原町役場1階 こども課

<参考:児童扶養手当の月額> (平成26年4月~)

- ・子ども1人の場合
全部支給: 41,020円
一部支給: 41,010円~9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・子ども2人以上の加算額
2人目: 5,000円、3人目以降1人につき: 3,000円

※受給している公的年金の月額が児童扶養手当の月額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。(新たに手当を受給するための手続きが必要です。)

支給開始日

- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ◆平成26年12月~平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

障害基礎年金の子の加算の支給を受けないで児童扶養手当を受給している方へ
《障害年金の子の加算額を受給するための手続きが必要です。》

児童扶養手当法の改正に伴い、現在、障害年金の子の加算の支給を受けないで児童扶養手当を受給している方については、年金の子の加算を受給するための手続き等をしていただき、年金の子の加算額と児童扶養手当法改正による差額分の手当を受給していただく必要があります。

※この手続きが行われない場合は、平成27年4月以降の児童扶養手当の支給が一時差し止めとなる可能性がありますので、お早めに、必ず手続きを行ってください。

- 手続きの方法など、詳しい内容はお問い合わせください。

児童手当・児童扶養手当の現況届を提出していない方へ ～現況届のお知らせ～

児童手当・児童扶養手当受給資格者は、現況届(受給者の所得状況・養育の状況等を確認するため)を毎年必要な書類を添えて提出しなければなりません。この届出を怠ると手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。
まだ手続きがあとある方は、お早めにあわせください。

●児童扶養手当を受けている皆さんへ

次のことがあった方は、すぐに届出してください。
*受給者が婚姻したとき(事実婚も含みます)
*受給者が監護しなくなったとき
*児童を遺棄している夫(妻)から連絡があったとき
*拘禁中の父(母)が派出所したとき
*受給者が公的年金を受給できるようになったとき
※受給資格がなくなった後も手当を受けた場合は、さかのぼってその金額を返してもらうことになります。



お問い合わせ こども課 ☎889-7028